

社会福祉法人 マーヤ園 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人マーヤ園（以下「当法人」という。）定款八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(改 廃)

第4条 本規定の改廃は、評議委員会の承認を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。